

○地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る地方独立行政法人法第五十九条第一項の条例で定める内部組織を定める条例（平成二十年山口県条例第四十六号）

地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十九条第一項の条例で定める内部組織は、山口県産業技術センター条例（昭和四十二年山口県条例第二号）第一条の規定により設置された山口県産業技術センター（総務課を除く。）とする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。